

「法人タクシー事業の申請に対する処理方針等の一部改正等について」
に関する意見募集結果について

令和7年4月2日
国土交通省物流・自動車局

国土交通省では、令和7年2月12日（水）から令和7年3月13日（木）まで、「法人タクシー事業の申請に対する処理方針等の一部改正等について」に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、1件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和7年2月12日（水）から令和7年3月13日（木）まで
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③ 意見提出方法：電子政府の総合窓口の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見 1 件

3. お問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局旅客課・安全政策課意見募集担当
電話番号：03-5253-8111（内線41-265）

※ 内容を適宜要約してとりまとめさせていただいております。

御意見の概要及び国土交通省の考え方

	ご意見の概要	国土交通省の考え方
法人タクシー事業の申請に対する処理方針等の一部改正等について	<ul style="list-style-type: none">・ 自動運転が普及するとの予測が広まると、第二種免許の取得者がさらに減少し、既存事業が成り立たなくなる。免許保有者の獲得方法として他業種との兼務が有効であるが、特殊な勤務形態、歩合制賃金が経理上の負担となり実現しない。有人運転にも管理委託を拡大すべきである。	<ul style="list-style-type: none">・ いただいた御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。